

意匠・商標制度／知財紛争処理システムの見直し

1. 意匠権存続期間の延長・公益団体のライセンスを許可 等

意匠法

- ①権利存続期間の延長 : 「登録日から20年」 → 「**出願日から25年**」
- ②新たな保護対象の追加 : 「壁に投影された画像」や「建築物の外観・内装デザイン」
- ③関連意匠制度の拡充 : 長期にわたり、一貫したコンセプトに基づくデザインを保護可能とする
 - ・出願可能期間の延長 : 「本意匠登録の公表日まで(約8か月)」 → 「**本意匠出願日から10年以内**」
 - ・関連意匠のみに類似する意匠であっても登録を認める 等

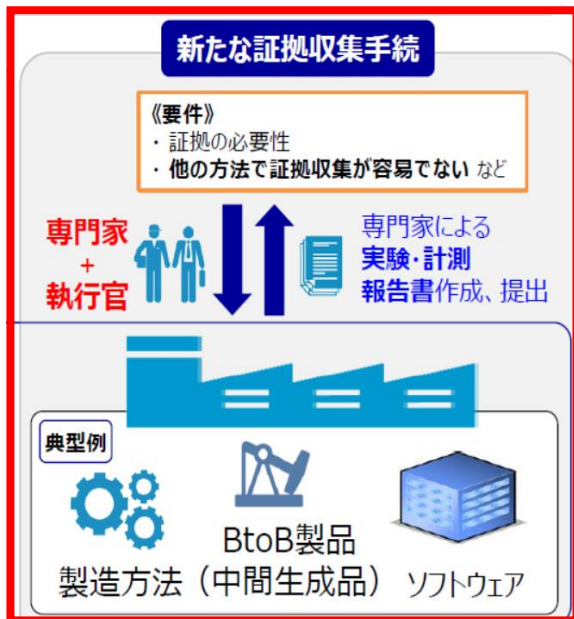
商標法

- ①公益団体（自治体や大学）等が、自身を表示する商標権をライセンスすることを認める

2. ①特許侵害の証拠を現地で収集 / ②損害賠償額の増額

①新たな証拠収集手続き『査証（さしょう）制度』を導入

(イメージ図)



特許侵害の証拠を持っているのは侵害者側であるため、これまで、原告による立証が容易ではなかった

そこで、既存の手段では収集困難な製造方法、BtoB製品(中間生成品)、ソフトウェアに係る情報を、現地で収集できるように改正

証拠を収集する際は、裁判所が公正中立な専門家を選定し、特許侵害が疑われる者の施設へ立ち入りを行う

立ち入りされる側の営業秘密の保護に配慮し、厳格な発令要件を設定

※裁判所が文書提出の必要性を事前に非公開で確認することで文書提出命令をかけやすくする「インカメラ手続」は昨年（2018年）の改正

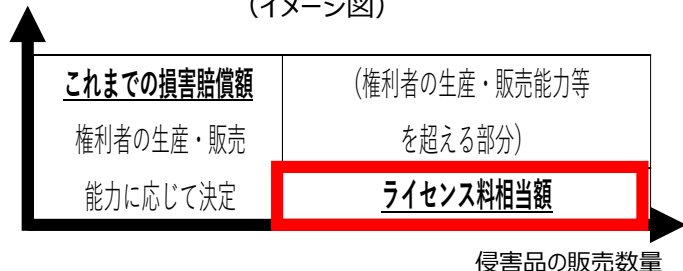
②損害賠償額の増額

これまで、特許権者の生産・販売能力等を超える部分については、損害賠償が否定されていた

1個当たりの利益

(イメージ図)

改正後は、損害賠償（ライセンス料相当額）を請求できるようになることが期待される



※施行日：一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

制度改正のお知らせ！

2019年4月1日施行

中小企業の特許料半額がスタート

- ① 審査請求料および特許料（1～10年分）、国際出願手数料が半額になりました。
- ② 証明書の提出も必要なく、簡単な手続きで申請ができます！

1. 適用要件

要件 1 ①以下の『従業員数』または『資本金額』いずれかを満たしている会社
(中小企業基本法における「中小企業者」に該当する会社)

業種	従業員数	資本金または出資総額
製造業その他	300人以下	3億円以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	300人以下	3億円以下

- ・サービス業 : 従業員数100人以下、資本金または出資総額5,000万円以下
- ・小売業 : 従業員数 50人以下、資本金または出資総額5,000万円以下
- ・ゴム製品製造業 : 従業員数900人以下、資本金または出資総額 3億円以下
- ・旅館業 : 従業員数200人以下、資本金または出資総額5,000万円以下

または、

②企業組合、協業組合、事業協同組合、農業協同組合、商工組合等に該当する者

要件 2 大企業（要件 1 を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと
(次の①および②に該当していること)

- ①単独の大企業（要件 1 を満たす中小企業以外の法人）が、株式総数または出資総額の 1 / 2 以上に相当する株式または出資金を有していないこと
- ②複数の大企業（要件 1 を満たす中小企業以外の法人）が、株式総数または出資総額の 2 / 3 以上に相当する株式または出資金を有していないこと

2. 減免後の料金イメージ

減免前

約42万円※



減免後

21.6万円

特許関連費用の試算

	減免前	減免後
出願料	14,000円	14,000円
審査請求料	138,000円 + 請求項(10) × 4,000円 = 178,000円	89,000円
特許料(1～3年)	1年間につき、2,100円 + 請求項(8) × 200円 = 3,700円	1,850円
(4～6年)	1年間につき、6,400円 + 請求項(8) × 500円 = 10,400円	5,200円
(7～9年)	1年間につき、19,300円 + 請求項(8) × 1,500円 = 31,300円	15,650円
(10年～)	1年間につき、55,400円 + 請求項(8) × 4,300円 = 89,800円	44,900円
計	418,000円	216,000円

※出願時請求項数10、審査請求項数8、10年間権利維持を想定。請求項 = 保護を受けたい発明の内容を記載した項目。発明は、一般的に複数の請求項を設けて、装置、形状、素材、方法等から多面的に定義する。

※特許庁HP、産業構造審議会 知的財産分科会 第23回特許制度小委員会資料を参考に商工会議所事務局が作成。

【担当事務局】東京商工会議所 産業政策第一部 (担当: 寺田・村松・石井)

TEL: 03- 3283 - 7630

e-mail: sansei@tokyo-cci.or.jp